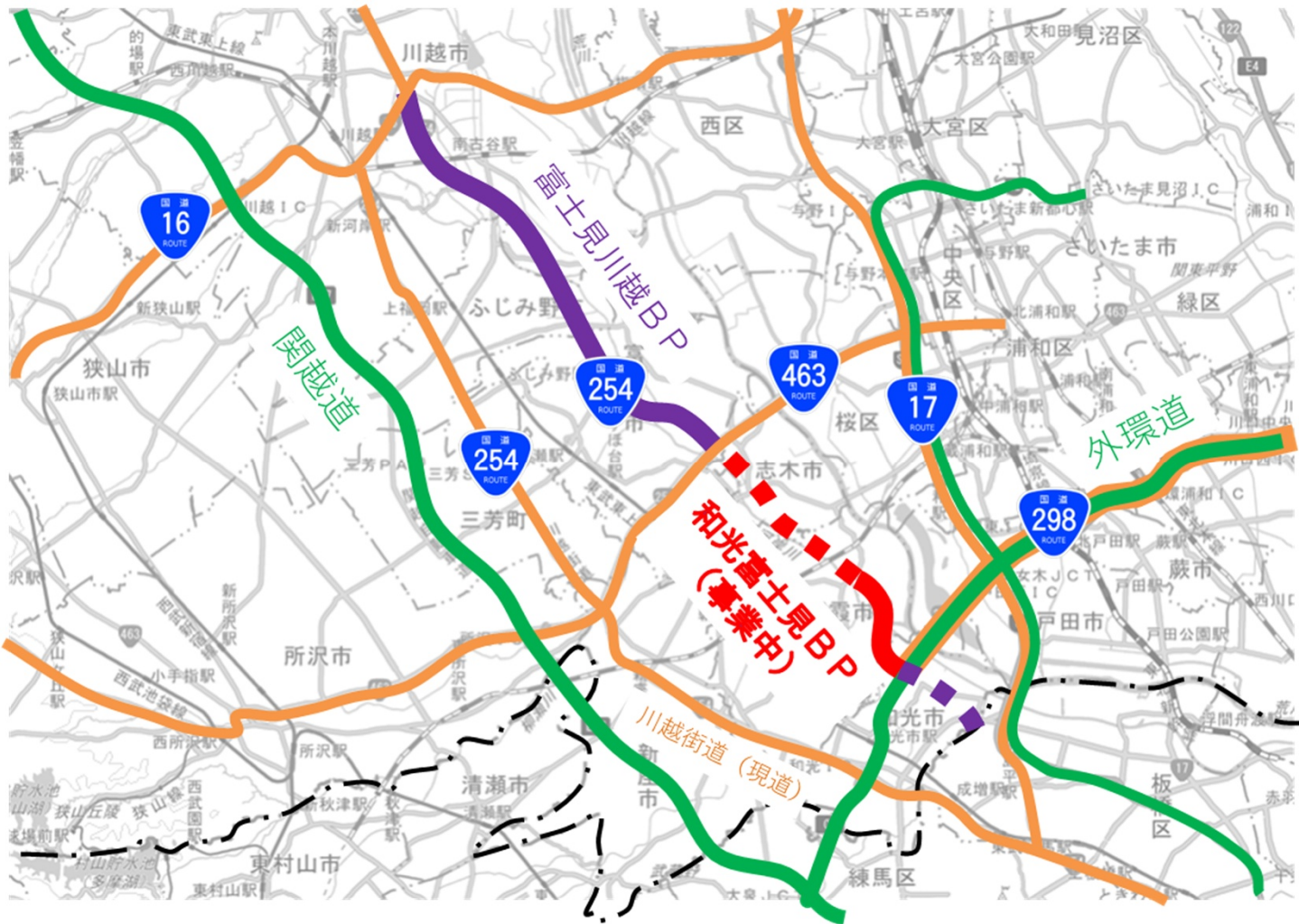




開通済区間の状況（朝霞市内台交差点周辺）

- 県では、国道254号の混雑緩和などを目的として、**国道254号和光富士見バイパス**を整備しています。
- これまでに約96%の用地を取得しておりますが、早期の全線開通に向けて**土地収用制度の活用**を予定しております。
- この説明会は、土地収用法の手続きのひとつである国への「**事業認定申請**」に先立ち、関係者の皆様へ事業の概要などを説明するものです。  
(土地収用法第15条の14に基づく説明会)



- 国道254号は、東京都と長野県を結ぶ広域的な幹線道路です。埼玉県内においては、関越道と並行して県内を南北に縦貫しており、地域の人やモノの移動を支える大動脈となっています。
- 和光富士見バイパスの全線開通により、周辺道路の混雑緩和、外環道へのアクセス強化、沿線開発による地域活性化などの効果が期待されます。



## 国道254号和光富士見バイパス

全線 L=6,850m 用地取得率 約96%

第1期整備区間 L = 4,290m  
用地取得率 約93%

第2期整備区間 L = 2,560m  
用地取得率 100%

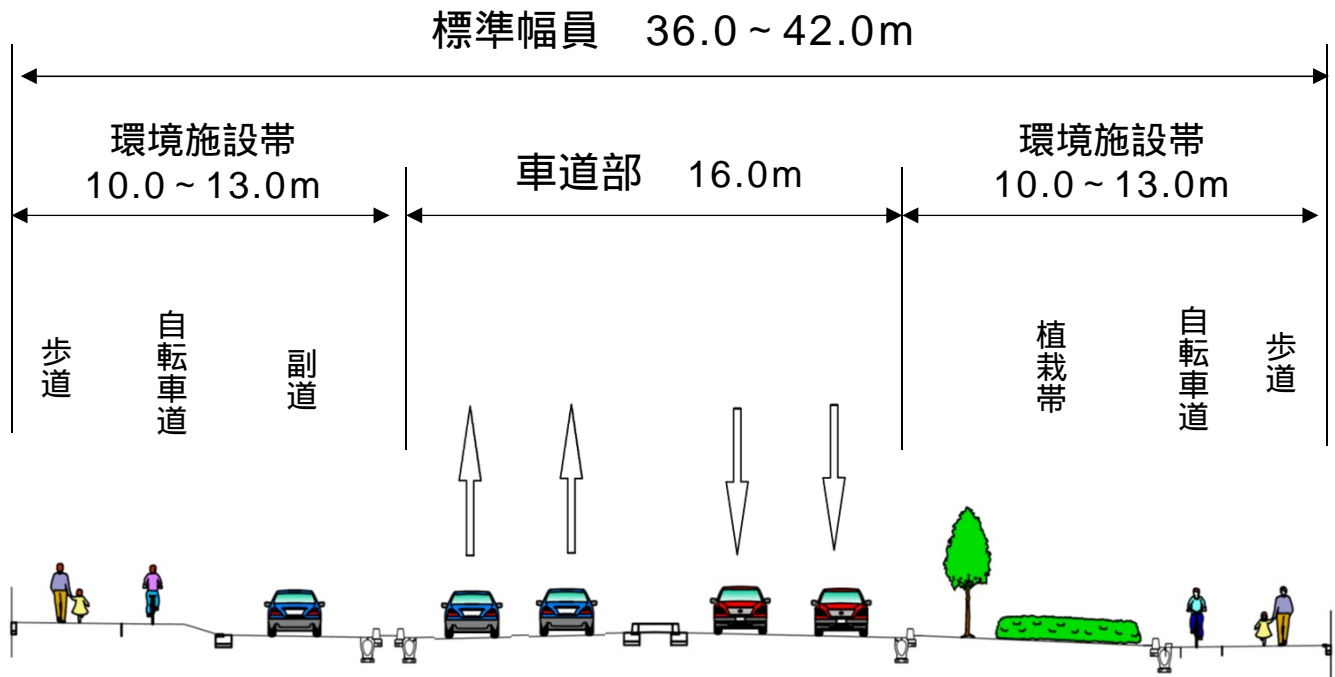
事業認定申請予定区間

平成22年4月 暫定2車線開通  
令和2年3月 全線4車線開通



- 第1期区間は、平成22年4月に暫定2車線で開通し、令和2年3月に全線4車化されました。
- 第2期区間は、国道463号～県道さいたま東村山線の部分開通に向け、工事を進めています。
- 第2期区間の用地取得率は、約93%です。

## 標準断面図



- 車道は、片側 2 車線ずつの合計 4 車線です。
- 沿道環境に配慮し、車道の両側に 10 ~ 13 m の環境施設帯を確保します。
- 環境施設帯の中に、安全に通行できる歩道や自転車道、副道、植栽帯などを整備します。

部分開通時（国道463号～県道さいたま東村山線）は、県道の混雑抑制のため、上り車線（和光市方面）を1車線に規制する予定です。





富士見南畑陸橋（志木市方面から富士見市方面を望む）

- 国道463号を跨ぐ富士見南畑陸橋は、令和2年8月に完成しました。
- 現在は、富士見南畑陸橋の取付部や側道部などの工事を進めています。
- 今後は、交差点内の工事なども進めていく予定です。





袋橋通り付近（富士見南畑陸橋から和光市方面を望む）

- 富士見南畑陸橋の南側の区間では、プレロード工事（盛土による地盤の締固め）や地盤改良工事などを進めています。
- 今後は、順次舗装工事や横断歩道橋などの工事を進めていく予定です。

部分開通及び全線開通の時期は現時点では未定です。

## 土地収用手順の流れ

### 事業認定手続

(公益性等の審査・認定)

今回



### 収用裁決手続

(補償金額等の確定)

- 土地収用の手続は大きく2つに分かれており、県は、未開通となっている第二期整備区間の事業認定手続を進めていく予定です。
- 事業認定とは、起業者（県）の申請する事業が土地を収用するに値する公益性があるか否か、認定庁（国）が審査し認定するものです。

申請事業が事業認定された場合においても、引き続き、任意交渉での取得に努めてまいります。

## 事業認定手続の流れ

事業説明会の開催（県）

本日

事業認定の申請（県 国）

R3.3 予定

申請書の公告・縦覧

事業認定の告示（国）

- 今回の説明会の後、県（起業者）は、国（認定庁）へ事業認定の申請をする予定です。
- 県の申請後、志木市役所及び朝霞市役所において申請書が公告・縦覧されます。
- 事業認定が告示されると、県は埼玉県収用委員会に裁決申請をすることができるようになります。